



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 告示		
1213 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課) 1
1214 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(") 2
1215 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課) 2
1216 県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課) 2
1217 保安林の指定の解除	(森林整備課) 3
1218 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(") 3
1219 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間	(資源管理課) 3
1220 道路の区域変更	(道路保全課) 3
1221 道路の供用開始	(") 4
1222 道路の位置の指定	(都市政策課) 4
○ 海区漁業調整委員会指示		
3 ひき縄釣による水産動物の採捕	 4
○ 訓令		
*18 和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令	(総務事務集中課) 6

告 示

和歌山県告示第1213号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年10月10日まで縦覧に供する。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請年月日
平成29年9月8日
- 名称
特定非営利活動法人わかやま獣害対策支援センター
- 代表者の氏名
中野讓二
- 主たる事務所の所在地
和歌山県田辺市本宮町大津荷127番地の1
- 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県の中山間地において、深刻化する野生動物による農業被害や生活被害に対し、被害に対する支援活動や狩猟技術・情報の提供、狩猟器具の研究開発、そしてそれらを担う人材育成を行うことで、獣害被害の総合支援を実施し、市町村域を超えたネットワークを構築し、和歌山県山間部の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1214号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年10月11日まで縦覧に供する。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年9月11日

2 名称

特定非営利活動法人one-s future

3 代表者の氏名

上田頼飛

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市貴志川町丸栖639番地

5 定款に記載された目的

この法人は、スポーツの普及振興と起業支援という二つの側面から、人々が生涯にわたってスポーツに親しむ環境を作り、また一人ひとりの大切な夢や目標への方向性を導き出す各種の支援事業を行うことで、将来にわたって活力のある地域社会の創生に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011610288	いこら訪問介護事業所	有田郡有田川町徳田176-4	居宅介護 重度訪問介護	株式会社シルバークアタから	有田郡有田川町徳田176-4	平成29.10.5

和歌山県告示第1216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業上の谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受け

た日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年9月25日から同年10月23日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及びみなべ町産業課

和歌山県告示第1217号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市熊野字笹ヶ垣内1262の8、1262の9

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1218号

平成29年和歌山県告示第1145号（以下「告示第1145号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

舟津文雄

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1145号のとおり

和歌山県告示第1219号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（えさびき網漁業を除く。）の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成29年9月29日から平成29年10月13日までと定めたので、同規則第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町石船字鍛冶屋246番1地先から同市中辺路町石船字中村356番3地先まで	旧	4.50 } 16.30	259.10	
同上	新	7.70 } 66.20	259.10	

和歌山県告示第1221号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市中辺路町石船字鍛冶屋246番1地先から同市中辺路町石船字中村356番3地先まで

供用開始の期日 平成29年9月22日

和歌山県告示第1222号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3392	紀の川市貴志川町国主字前垣内266番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	平成 29.9.8	6.00	28.48

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるひき縄釣による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

平成29年9月22日

1 定義

この指示において「ひき縄釣」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

2 採捕の承認

ひき縄釣により水産動物の採捕をしようとする者（以下「採捕者」という。）又はトローリング大会等を開催して水産動物を採捕させようとする者（以下「主催者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 漁業者が漁業を営むために採捕する場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して採捕する場合
- (2) 試験研究のために採捕する場合
- (3) 和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第46条第1項に規定する許可に基づき、採捕従事者が採捕する場合

3 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 和歌山県に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 同一の採捕者による採捕期間が、連続5日以内であること。
- (4) 採捕しようとする水産動物の種類が、当該資源の保護培養上及び当該資源を利用する漁業との調整上において支障がなく、適当であること。

4 制限又は条件

(1) 法令等を遵守させる義務

採捕者は、漁業法及び和歌山県漁業調整規則等の水産関係法令を遵守しなければならない。主催者は、関係する採捕者に対して当該遵守義務を指導しなければならない。

(2) 標旗の掲揚

採捕に使用する船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

(3) 採捕実績の報告

承認を受けた採捕者又は主催者は、採捕終了後、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(4) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。主催者は、関係する採捕者に対して漁業者の操業を妨げないよう指導しなければならない。

(5) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

(6) その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、ひき縄釣採捕承認事務取扱要領に定める。

6 指示の有効期間

平成29年10月1日から平成31年9月30日まで

訓 令

和歌山県訓令第18号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年9月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び各かい長」を「、各振興局の部長及び各かい（振興局を除く。）の長」に、「当該県有自動車」を「当該県有自動車等」に改める。

第3条中「当該県有自動車」を「その管理する県有自動車」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により車両管理補助者を選任したときは、その所属及び職氏名を会計管理者に報告しなければならない。

第4条及び第5条中「当該県有自動車等」を「その管理する県有自動車等」に改める。

第6条第1項中「運転者は」の次に「、県有自動車等を使用しようとするときは」を加える。

第7条中「運転中に当該県有自動車等」を「県有自動車等の使用中」に改め、「車両管理者等に」の次に「その旨を」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。